

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に提出された意見及びそれに対する総務省の考え方
(令和2年12月22日～令和3年1月25日意見募集)

◎提出件数:2件 (法人 1件、個人 1件)

| NO. | 提出者 | 項目 | 意見 | 考え方 | 命令等への反映の有無 |
|-----|--------------------|----|--|---|------------|
| 1 | 株式会社 日立国際 電気 | | 本改正は、市町村デジタル防災行政無線(移動系4FSK方式)における中継回線をはじめとする4FSK方式(狭帯域デジタル)を使用する固定局、また、固定業務における4FSK方式の伝送の質等の基準を明確化に関するものであり、例えば、市町村の広域連携、あるいは広域災害等に適用する中継回線など防災・減災向け自営通信インフラの構築に極めて有効であることから、弊社として本改正案に賛同いたします | 本改正案への賛同の御意見として承ります。 | 無 |
| 2 | 個人 | | 日本周辺海域が対象から外された理由をご説明ください。 | 本改正案は、消防用の無線局の移動範囲の対象から日本周辺海域を外すものではございません。消防用の陸上移動局の移動範囲を電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)に合致するよう訂正するものであり、日本周辺海域については、従来どおり携帯局の移動範囲として免許可能です。 | 無 |